

尼崎市家族介護慰労事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の介護を要する高齢者の介護者に家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することにより、介護者の精神的な負担を軽減し、もって在宅高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護者 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項各号に規定する要介護者で、第3号に規定する対象期間を通じて要介護認定が要介護4又は5である在宅の者
- (2) 介護者 要介護者と同居し又は隣地に居住する等事実上同居に近い形で要介護者を現に無報酬で介護している者（同一の要介護者を介護している者が2人以上いる場合にあっては、そのうちの主として介護している者）をいう。
- (3) 対象期間 慰労金を支給する対象とすべき期間であって、支給要件を充足しているとして介護者が申し出る1年間（要介護者が入院している期間は、日数の算定に含まない。）をいう。

(支給対象者)

第3条 慰労金の支給対象者は、次の各号の全てに該当する介護者とする。

- (1) 要介護者及び介護者が、対象期間の初日から申請日に至るまで引き続き本市に住所を有すること。
- (2) 要介護者及び介護者の属する世帯全員が、対象期間の初日の属する年度において、市民税非課税であること。
- (3) 対象期間において、要介護者が介護保険のサービスを利用していないこと。ただし、当該対象期間に利用した介護保険のサービスが短期入所生活介護及び短期入所療養介護のみであり、それらを合わせて7日以内の場合は除く。
- (4) 過去に慰労金の支給対象となったことがある要介護者に係る申請については、申請しようとする対象期間の初日が、前回の対象期間の末日の翌日以降であること。

(支給額)

第4条 慰労金の支給額は、要介護者1人につき1対象期間あたり100,000円とする。

(申請)

第5条 慰労金の支給を受けようとする介護者は、市長に「尼崎市家族介護慰労金申請書」を提出するものとする。

2 前項の申請は、対象期間の末日の翌日から1年以内に行わなければならない。

(実地調査)

第6条 市長は、前条に定める申請があったときは、要介護者の介護状況等について実地に調査することができる。

2 申請者は、正当な理由なくして前項の調査を拒んではならない。

3 市長は、第1項に規定する調査の結果、介護状況が著しく不適切であると認めるとき又は申請者が前項の規定に反して調査を拒否するときは、申請を却下することができる。

(支給の決定及び時期)

第7条 市長は、第5条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査して慰労金の支給の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、前条に定める実地調査を実施し、並びに要介護者及び介護者が第3条各号に定める要件を満たしていることを確認するため、支給の可否を決定するまでに相当の期間を設けることができる。

2 慰労金は、支給が決定された日から1月以内の、その都度市長が定める日に支払うものとする。

(慰労金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により慰労金の支給を受けた者があるときは、慰労金の支給決定を取り消して、当該慰労金の返還を求めることができる。

(補足)

第9条 この要綱で規定するもののほか、実施について必要な事項は主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。ただし、平成13年4月から平成13年6月までに受給権が発生したものについては、当該発生月から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。